年金だより

新成人の皆さん おめでとうございます 20歳から国民年金

日本に住む２０歳から６０歳未満のすべての人は国民年金に加入し、保険料を納めることになっています。

国民年金は、老後の生活保障だけでなく、万が一、病気やケガで障害が残ったときや、一家の働き手が亡くなったときなど、あなたやあなたの家族を守ってくれます。

ただし、加入の届出や保険料の納め忘れがあると年金が受けられないこともあります。「あの時に…」と後悔する前に、国民年金に加入しましょう。

■加入手続きについて

加入の手続きは、市（区）役所または町村役場の国民年金担当係または年金事務所へお尋ねください。（２０歳前に就職して厚生年金等に加入中の方は、加入手続きは不要です）

■支払い猶予制度があります

学生の方や収入が少なく保険料の納付が困難な方の場合は、**学生納付特例**や**若年者納付猶予**など**保険料の支払いを猶予する制度**があります。市（区）役所または町村役場で国民年金の加入手続きと併せて申請してください。

国民年金の給付は、3種類の基礎年金があります

老齢基礎年金
６５歳から生涯受けられます。

障害基礎年金
病気やケガで障害の状態になった方が受けられます。

遺族基礎年金
夫が亡くなったときに子のある妻または子が受けられます。

被保険者の種類	第１号被保険者	第３号被保険者	第２号被保険者
対　象　者	２０歳以上６０歳未満の自営業の方、農林漁業の方、学生の方など	第２号被保険者に扶養されている配偶者	会社員、公務員など
保　険　料	国民年金保険料 **【定額】**１５，１００円 （平成２２年度）	被保険者本人は保険料負担を要しない。 配偶者の加入している年金の保険者が負担。	厚生年金保険料率 １６．０５８％ （平成２２年９月現在） 労使折半で保険料負担
国庫負担	基礎年金の国庫負担割合については、平成２１年４月１日より、それまでの１／３から１／２へ引上げられました。		

年金手帳は大切に保管しましょう

公的年金制度では、すべての制度に共通して使用される基礎年金番号が用いられています。

国民年金や厚生年金に加入すると基礎年金番号が記載された年金手帳が交付され、加入記録や保険料の納付状況などがこの番号で管理されます。

年金手帳は、年金に関する手続きの際に必要となりますので、大切に保管してください。

【問い合わせ先】南国年金事務所　☎０８８－８６４－１１１１・保険課医療年金係　☎５３－３１１５

ご注意ください 消費者相談室だより

～カードの現金化トラブル～

クレジットカードのショッピング枠で商品を購入して、それを買い取ってもらうことで現金が手に入るという**キャッシュバック方式**と呼ばれる**クレジットカードの現金化トラブル**が増加しています。

例えば…　カードが使えなくなる

「クレジットカードで買い物をすれば商品を買い取る」と言われて、ショッピング限度額の５０万円分の商品を購入したが、業者はそれを４０万円でしか買い取ってくれず、しかも、限度額いっぱいの買物をしているので、それ以上はカードが使えなくなります。

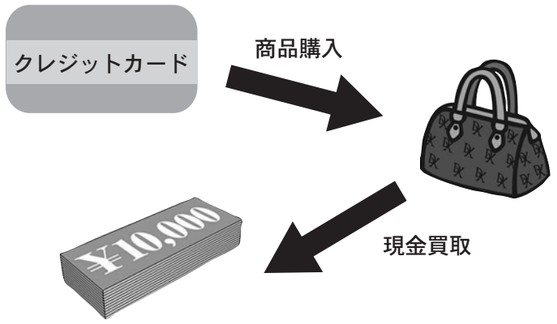

実際には支払われない場合も…。

インターネットでも

業者のホームページで５０万円分の現金化を申し込み、商品（例えばCD-ROMなど）を購入、その際、本人確認や商品発送のために、住所・電話番号・口座番号などを入力して、クレジットカードでの申し込み手続きが完了したら、４０万円がキャッシュバックされる、という場合もあります。

借金が増える！

このような場合、一時的に４０万円の現金が手に入りますが、後日、クレジットカード会社からは、５０万円の請求がきますので、結局、自分が手にした現金以上の借金が残ることになります。さらに、「現金が入金されない」「途中でキャンセルできない」というケースもあります。

契約違反！

クレジットカードでのショッピングは、もともとクレジット会社が立て替えた商品等の購入代金を、あとで返済するものですから、クレジットカードの現金化は**クレジットカード契約に違反する行為**になります。

詐欺罪になる場合もあります

現金化に利用したクレジットカードが利用停止になったり、カード会社から退会処分される場合もあり、退会処分になった場合、一度に利用金額全額を返済しなければならないこともあります。さらに、不正な行為であることを知りながら利用した場合には、詐欺罪等になる可能性もあります。

新たな手口も！

この他にも、「高額のアルバイトを紹介する」「借金を一本化できる」などと誘われて、結局、**クレジットカードの現金化**に誘導されたりするケースもあり、注意が必要です。

トラブルにあわないために

業者の「安心」「安全」といった言葉は信用せず、お金に困っていてもクレジットカードの現金化は絶対に利用しないようにしましょう。債務の返済等でお困りの場合には、ご相談ください。

【ご相談・お問合せ先】
商工観光課　☎５３－１０８４
９時～１２時、１３時～１６時
※土・日・祝日・年末年始は休み